

管理別荘地加入につきまして

株式会社レイクニュータウン
管 理 事 務 所

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
皆様におかれましては、日頃より弊社別荘管理業務への深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、弊社が運営しております各別荘地は、道路・水道といったインフラ整備を自社にて行っております、いわゆる『管理別荘地』という特色があります。
この『管理別荘地』へ加入いただく場合には、予め以下につきましてご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

1. 管理別荘地に参加できる土地は、弊社が運営しております各別荘地に隣接している土地であり、弊社にて管理する水道事業の給水に必要な事項を満たしていると判断できた土地となります。
2. 「管理別荘地加入金」として1区画につき2,000,000円(税抜・消費税別途)を、株式会社レイクニュータウンへ納入いただくのと同時に、弊社との「土地管理契約」を締結いただきます。管理契約締結の翌月から契約書に定める環境整備費をお支払いいただきます。
3. 弊社の管理別荘地内で建築工事をする際には、「土地建物管理契約」を締結いただき、建築協定書に基づく建築延床面積に応じた「建築工事負担金(非課税)」・水道事業給水規定に基づく「水道施設利用加入金」440,000円(税抜・消費税別途)をお支払いいただく必要がございます。
※ 管理別荘地加入金・建築工事負担金・水道施設利用加入金のご入金確認後、上水道の供給をさせていただきます。

ご不明点などございましたら、お気軽にお問合せをいただきたくお願い申し上げます。

以上